

# ドイモイ期ベトナムにおける少数民族優遇政策と高等教育進学 ——少数民族大学生の属性分析を通じて——

伊藤未帆\*

## **Affirmative Action for Minorities to Go to Higher Education in Vietnam under Doi Moi: Through Analysis on Group Structures of Minority University Students**

Ito Miho\*

### **Abstract**

Several aspects of Vietnamese society and people have changed since the adoption of the Doi Moi policy at the 6<sup>th</sup> Communist Party National Congress in 1986. It has led to a rapid spread of higher education all over the country, including mountainous regions where many minority people live. Since the beginning of 1990s, The Government of Vietnam and the Ministry of Education and Training have implemented some affirmative action policies to increase the number of minority university students. This paper shows which minority students have gained as a result of these affirmative action policies.

In the 1990s, a mass movement towards higher education, which had once been only available for a small number of the elite, suddenly expanded, even to minorities in mountain regions. There were two main reasons why affirmative action for minority students led to higher education. Firstly, the employment allotment system of the Vietnamese government was abolished at the beginning of the Doi Moi period and people were able to choose the career paths they wished for. Secondly, the change of the Vietnamese government's minority policy aimed to give them a main part in the administrative control in mountainous regions.

The findings herein, based on research undertaken at four major universities in Hanoi during 2004 to 2005 indicate that affirmative action brought about two major consequences for minority behavior in relation to higher education. Firstly, affirmative action helped minority children who live in undeveloped remote regions or who are "distant minorities" from the center of national power and offer them opportunities to access university education. In fact, some people have chosen to change their ethnic status in order to gain from the affirmative action policies. On the other hand, students who have a particular ethnic background tend to proceed to universities more easily. This is because affirmative action was not intended to equally expand learning opportunities to "all minorities," but was also based on the principle of competition to select and train future elite government officials for the mountainous regions.

---

\* 日本学術振興会特別研究員 JSPS Fellow  
e-mail: mi-pig@nifty.com

**Keywords:** Doi Moi Policy, higher education, minority university student, affirmative action, boarding school for minorities

キーワード：ドイモイ政策、高等教育、少数民族大学生、アファーマティブ・アクション、民族寄宿学校

## I はじめに

国家をはじめとするさまざまな集団の中で生活する人々は、その社会的共同体を構成するメンバーであると同時に、性別、人種、民族、階層など、多様な要素によって互いに区別されることを余儀なくされている。これらの要素が特定の資源と結び付くとき、そこには利益の分配をめぐる不平等と格差が生まれる。1960年代にアメリカの公民権運動を背景として誕生したアファーマティブ・アクションは、民族や人種などの要素によって社会的な弱者に分類された人々に対して、積極的に利益を分配することによって、社会の格差を是正していこうとする政策であった。しかしそれから40年以上が経過した今日、こうした格差是正措置を実施したさまざまな多民族社会で、社会的弱者に対する差別や格差が完全に消え去ったわけではない。それどころか1990年代以降には、優遇措置の直接的な対象とならない人々に対する逆差別という問題が浮上し、メリトクラシーに基づく選抜方法を用いることによって結果の平等を確保しようとする動き、すなわちアファーマティブ・アクションに対する批判的な見方も広がってきている [Alon and Tienda 2007: 507-508]。

このように、社会的弱者に対する優遇政策は、さまざまな移民問題を抱えるアメリカやヨーロッパ諸国でいち早く実施され、その効果と影響に対する評価や研究も数多く蓄積されているが [Bowen and Bok 1998; Moses 2002; Sowell 2004]、多様な民族的背景を有する人々が暮らすアジアでも、特定の集団に対して行われる優遇政策が、誰に、どのように利益を分配しているのか、という問題がしばしば論じられてきた。とりわけ、優遇の対象となった人々の中にも、優遇政策の恩恵を受け取りやすいグループとそうでないグループが存在し、集団内部の格差をもたらしていることについては、マレーシア、中国、インドの事例をはじめ、いくつかの先行研究が発表されている [Tzannatos 1991; Pong 1993; Hannum 2002; Desai and Kulkarni 2008]。ところが、これらの研究では、優遇政策へのアクセスの可否を左右する要因として、主に世帯収入などの経済的な要因が生み出した社会階層に着目する一方で、学校歴や居住地域といった、個人に付随する属性もまた、優遇政策の受け取りやすさに一定の影響を及ぼすことについては、まだ実証的な議論が展開されていない。また、優遇政策をめぐる人々の認識的側面に関して、優遇政策の対象から外れた集団から、優遇政策に対する否定的な社会認識が生み出されたことが指摘されているもの [Sautman 1997; 1999]、反対に優遇制度の恩恵を受ける側の視点から、優遇政策を利用することを通じて、よりよい自己実現を達成しようとする認識のあり方

が存在することについては、これまで十分に論じられてこなかった。

そこで本稿では、54もの民族が居住する多民族国家ベトナムを取り上げ、彼らに対する優遇政策の意義と影響について分析する。具体的には、大学進学を目的とした少数民族優遇政策の利益分配のメカニズムに着目し、どのような属性を持つ人々が、優遇政策の恩恵を受け取りやすい環境が形成されているのか、その結果、ベトナム社会にどのような変化をもたらされたのかという点について、明らかにしていきたい。

ベトナムでは、総人口約8,500万人のうち85%をキン族が占め、残りの15%を53の「少数民族」が占める〔Ban chi đạo tổng điều tra dân số và nhà ở trung ương 2010: 134-135〕。しかし、国民国家形成期のベトナムにおいて、少数民族の存在は、人口比以上に重要な役割を担ってきた。中国やラオス、カンボジアと国境を接する山間部に多く居住する少数民族の人々は、国民国家としての独立を勝ち取り、それを守り抜くために繰り広げられたフランスやアメリカとの戦いにおいて、戦略的に重要な地域に居住していた。それゆえ、多数派民族のキン族が多くを占めるベトナム人共産主義者にとって、彼らを「味方」として動員することが、戦争に勝利をもたらす上で不可欠であったからである。このため、対外的な戦争の時期を通じて、教育政策を含むさまざまな分野で、少数民族に対するアフターマティブ・アクションが積極的に展開されてきた。

この際、優遇政策を支える基本的な考え方となったのが、キン族による「兄貴分主義」〔古田 1991: 371〕、すなわち「長兄と弟たち」という発想であった。これは、圧倒的な多数派であるキン族を頂点とし、人口数百人程度のブラウ族やオドゥ族、ロمام族などのもっとも少数派にあたる民族を底辺においた人口リストの序列をもとに、親族関係のメタファーによってキン族を「長兄」、それ以外の民族を「弟」と位置づける社会の捉え方である〔Pelley 1998: 383-385〕。「長兄」であるキン族が自らの生活や社会を手本として「弟たち」の「遅れた」生活や風俗習慣を改善させるという目標のもと、平野部から多くのキン族が少数民族の多く居住する山間部地域などに派遣され、少数民族を助け、保護するという優遇政策の図式が、政策決定者であるベトナム人共産主義者たちによって組み立てられていった〔*ibid.*: 385-387〕。このようにして、フランスによる植民地支配からの独立直後より開始された少数民族に対するさまざまな優遇政策は、貧しく「遅れた」人々の環境向上のためのボトムアップ型援助という性格が強調される一方、これらの優遇政策によってキン族の機会の平等が阻害されるという見方や、優遇政策を受ける側の多様性をふまえて、誰が、どのように優遇政策の恩恵を受けるのか、という問題については十分な議論が展開されてこなかった。

1986年にドイモイ政策が開始されると、少数民族優遇政策をめぐる状況は大きく変化した。まず第一に、市場主義経済政策の導入によって自由な経済活動が可能になったことにより、平野部と山間部、キン族と少数民族の間の格差が急速に拡大し、それに歯止めをかけるために、

ドイモイ政策に伴っていったんは廃止された少数民族優遇政策を、その数年後に部分的に復活せざるを得なくなった。第二に、1989年の政治局第22号決議においてベトナム政府が山間部発展の担い手をめぐる方針転換を打ち出したことにより、少数民族地域の地元発展を担う、少数民族の学歴エリートを育成していく新たな必要性が生じた。この二つを背景として、1990年代初頭より、少数民族の高等教育機関への進学を目的とする新たな優遇政策が、全国的に施行されていった。

折しも同じ時期、ベトナム社会では、学歴資本が労働市場における高賃金の就職口と直接的に結びつくようになり、高等教育機関への進学を目指す人々の総数が急速に拡大した。これにより、それまでは十分に着目されてこなかった少数民族優遇政策に対してもベトナム社会全体の関心が集まるとともに、実態的側面が次々に指摘されるようになっていった [BC/HDDT-459; Ngọc 2006; Nhân Dân (電子版) 2006/1/18]。

しかし、少数民族優遇政策に対する人々の視線が変化した一方で、研究者の間では依然として、少数民族優遇政策とは、少数民族がキン族と同じ水準になるための援助であるという従来の図式による説明が用いられ、新たに露呈したさまざまな不平等については、あくまで政策運用上の問題であると位置づけられた [Nguyễn and Lai 2005: 27-30]。それゆえに、これら優遇政策の実際の効果、すなわち、少数民族優遇政策によって、誰がどのように進学の機会を得ているのか、という問題に対して、実証的な方法によって明らかにしようとする研究は、管見の限りまだ行われていない。

こうした状況をふまえた上で、本稿では、2004年から2005年にかけてハノイの4つの大学で行った少数民族大学生を対象としたアンケート調査結果に基づいて、少数民族の進学プロセスにおける少数民族優遇政策の役割を明らかにすることを目的とする。具体的には、1990年代初頭以降ベトナムで実施されている民族寄宿学校と推薦入試制度という二つの少数民族優遇政策に着目し、少数民族を対象とする新たな教育機関政策的なねらいと少数民族優遇政策の利益分配をめぐる実態について解き明かしていきたい。

そこでまず、第II章では、ドイモイ政策がもたらした高等教育の役割をめぐる質的変容と、その結果、「学歴社会」化とも呼べる現象が、少数民族地域を含むベトナム社会全体へ波及しつつある現状を示す。第III章では、少数民族地域において、高等教育機関進学者数が拡大した背景に、1990年代初頭に少数民族優遇政策として導入された新たな教育システムの制度的な内容を明らかにする。その上で第IV章では、少数民族の大学進学者に関する量的分析を行い、大学進学のプロセスにおいて、どのような属性を持つ人々が、実際に少数民族優遇政策の恩恵を受け取っているのか、という問題を解き明かす。最後に終章では、これらの少数民族優遇政策がもたらした社会への影響として、「少数民族」をめぐる人々の認識の変化と、ベトナム政府の対応について指摘する。

なお、ベトナム少数民族の居住概況と、高等教育機関への進学をめぐる地域別の状況について、簡単に説明を加えておく。キン族が都市部や紅河デルタ、メコンデルタを中心とする平野部に多く居住する一方、少数民族は北部山間部、中部高原、南部メコンデルタ地域に集住し、それぞれ地域ごとに文化的・社会的な特徴を異にしている。本稿ではこのうち、ハノイを中心とした北部ベトナム社会における高等教育進学圏に焦点を当て、北部山間部に居住する少数民族を主な分析対象として取り上げる。

## II ドイモイ期ベトナムにおける高等教育の質的変容と「学歴社会」化

### 1. ドイモイ期以前の高等教育の構造

ベトナムにおける高等教育史を紐解くと、その嚆矢は、1075年に李朝が導入したといわれる科挙制度に遡る。その後、1915年にフランス植民地政権によって科挙制度が廃止されると、それに代わって新たな高等教育の中心となったのは、フランス植民地政府の官吏を養成するために設けられた、インドシナ大学をはじめとする高等教育機関であった。1945年に、フランスからの独立を宣言し、社会主義を基盤とする国民国家の建設を担ったベトナム民主共和国でも、次々に大学や高等専門学校、専門中学校が整備され、行政官僚や高級技術者の人材育成計画に沿った、優秀な人材の育成事業が進められた。この時期の高等教育機関では、大学、高等専門学校、専門中学校の学費はすべて免除されていた上、すべての学生に対して奨学金が与えられていた [QĐHĐCP 104/TTG; TTLBĐHTHCN-TC 157/LB]。そのかわり、学校を卒業すると、国家計画委員会によって定められ、政府閣僚評議会 (Hội đồng chính phủ) が認定した職業分配計画に従って、<sup>1)</sup> 全員に職種と勤務地が割り当てられた [NĐHĐCP 134-CP]。<sup>2)</sup> この職業分配の仕組みは、毎年継続的に輩出される大学や高等専門学校のすべての卒業生に対して、確実に何がしかの公的な就職先をあてがわなければならない、そのために、高等教育機関へ入学する学生の量的規模を一定数に抑制しておくことが不可欠であった [ibid.]。こうして、志願者の1割しか大学に進学することができない、エリート型高等教育の仕組みが作り上げられ、維持されていった。近田政博は、社会主義国家建設期ベトナムにおけるこうした高等教育のあり方を評して「ソ連型」と名付けたが [近田2005: 167]、実のところ、そのずっと以前から、ベトナムにおける高等教育機関とは、一握りの優秀な人材を選抜して、それぞれの時代に合った最高の教育環境の中で培養し、卒業後には、国家運営に直接的・間接的に参画するエリー

1) ベトナム語では *phân công* と呼ばれる。

2) この際、本人の側では配置される職業や地域をあらかじめ希望することは基本的には難しく、その多くが、行政職や教員の量的不足が深刻な山間部や島嶼部をはじめとする辺境地域や、南北統一直後の南部地域へ派遣されていった。[cf. 伊藤2007: 23]

ト集団を生み出すための役割を期待された存在であった。これは同時に、このようなエリート養成のプロセスからはみ出した社会の大半の人々にとって、高等教育とは、一生を通じて（ともすると何世代にもわたって）ほとんど接点を持たない、閉じられた世界であったことを意味していた。

## 2. ドイモイ政策の導入と高等教育の爆発的拡大

ところが1986年にドイモイ政策が導入されると、一握りのエリート集団を育成するために存在したそれまでの高等教育機関のあり方は大きく変容し、広く大衆に向けて開放された。

その理由は、職業分配制度の廃止による卒業後の就職の自由化と、高等教育機関の運営形態の多様化に伴う高等教育機会の拡大にあった。新卒者たちの進路を自動的に規定してきた職業分配制度が1980年代後半に事実上廃止されると、<sup>3)</sup> 大学や高等専門学校を卒業した学生たちは、新たにベトナム市場に登場したプライベートセクターを含むさまざまな就職先へ、原則として、自由な意思に基づいて就職することができるようになった。この結果、それまで、国家の根幹を担う人材を育成するための機関であった大学や高等専門学校は、個人が自分のキャリアを形成する場であるとともに [近田 2005: 341]、将来的な自己実現を果たすための社会移動のツールとしてみなされるようになり、人々の進学熱が一気に高揚した。

同時に、学校側でも、授業料徴収という新しい財政形態によって、経営を支えていく必要から、公開大学や在職クラスなど新しいスタイルの高等教育機関が次々に建設されていった。<sup>4)</sup> その最大の特徴は、「徴収し、支出にあてる (lây thu, bù chi)」つまり学生から徴収した学費を学校の経常費の一部に充てることであった [同上書: 324]。しかも学費についても「学生個人、居住地域、属する学問分野ごとに、学生の支払い能力に応じて決める」として [TTBGĐĐT 16-TT/ĐTTC]、学校の側で自由に金額を設定してよいとされた。これにより、1990年代初頭から半ばにかけて、ハノイとホーチミン市にマルチ・ディシプリン型の国立総合大学が、フエ、ターイグエン、ダナンをはじめとする各地方都市にも地方総合大学が建設されるなど、高等教育機関の形態が多様化し [近田 2005: 323-324]、同時に、学生の受け皿としての量的規模が拡大していった。

このような高等教育機関の組織的変容と、先に述べた人々の側での学歴を求める要求とが結合した結果、1990年度に11.8万人であった大学・高等専門学校就学者数は、1996年度には59.4

3) 1989年6月に出された大臣会議第65号指示では、平野部から山間部へ派遣された教員の3年任期制度を廃止することが示された [CTH ĐBT 65-HĐBT]。また、同じく1989年には平野部のキン族幹部が最低2年間山間部で勤務する義務がなくなった [伊藤 1997: 42]。

4) 1993年には、ハノイとホーチミン市に、原則として高校卒業資格があれば自由に入学できる公開大学が新設された。これらの学校では、授業料および国際機関や外国援助によって経常費の大部分がまかなわれ、実質的には独立採算型に近い運営方法が行われている [近田 2005: 324]。

万人 [同上書: 327], 2004年度には新入生 40.1 万人を含む 131.9 万人へと急速に増大した。<sup>5)</sup> したがって、今日のベトナムにおいて、「学歴社会」<sup>6)</sup> 化とも呼び得る状況が出現しつつあると言っても過言ではないだろう。

### 3. 少数民族地域に広がる高等教育進学熱

高等教育拡大をめぐるこうした大きな社会のうねりは、次第に、少数民族が多く居住する山間部地域へと波及してきている。とはいえ、量的にはまだ平野部地域に及ばない。2003年度の大学・高等専門学校進学者を示した図1にも、少数民族人口の割合の高い西北地方、越北地方、中部高原の進学者数が、ほかの地域よりも少ないことが示されている。

この理由としては、第一に、山間部と平野部キン族地域における経済的水準の圧倒的な格差を背景として、子供を大学や高等専門学校へ進学させる際の、家計にかかる経済的負担の大きさが挙げられる。1カ月あたりの平均世帯収入に対し、地方ごとの教育支出額の割合を示したところ、初等教育課程（小学校）では、平野部にあたる紅河デルタで7.9%、東南部8.1%、山間部に相当する越北地方4.9%、西北地方3.2%であり、平野部の方が山間部地域を2倍程度上回る。ところが、高等教育課程（大学・高等専門学校）に対する支出額で比較してみると、紅河デルタで51.3%、南東部では39.5%であるのに対し、越北地方は67.9%、西北地方については73.3%を占めており、山間部の方が、世帯収入に占める教育支出の割合が高くなる傾向にあることが明らかとなった。<sup>7)</sup> 少数民族が多く居住する山間部とキン族が多く居住する平野部のあいだには、依然として圧倒的な経済格差が存在することを考慮すれば、<sup>8)</sup> 子どもを大学や高等専門学校に進学させることは、山間部地域に居住する人々に、重い経済的負担を強いていると言えるだろう。

第二に、山間部少数民族地域における、中等教育の未普及という問題がある。1990年にタイのジョムティエンで開かれた「万人のための教育 (Education for All)」<sup>9)</sup> 会議を出発点として開

5) 教育訓練省ウェブサイト〈<http://www.moet.gov.vn/?page=11.9&view=5361>〉。

6) 日本の学歴社会について論じた吉川徹によれば、一般的に学歴社会とは、社会全体が学歴取得に熱を上げ、個々人もまた自他の学歴に大きな意味を感じる社会であると定義される [吉川 2001: 4]。

7) 小学校にかかる教育支出は、紅河デルタでは61万3,000ドン、南東部で103万6,000ドンであるのに対し、少数民族が多く居住する越北地方では30万1,000ドン、西北地方ではわずか14万5,000ドンであった。これに対し大学・高等専門学校になると、同じく1年間にかかる教育支出額は、紅河デルタで401万6,000ドン、南東部で504万1,000ドンであるのに対し、越北地方で416万3,000ドン、西北地方でも327万3,000ドンとなっている [Tổng cục thống kê 2008: 80]。

8) ベトナム統計局による2006年度のリビングスタンダードサーベイによると、1カ月あたりの家庭の平均収入は、紅河デルタで65万3,000ドン、南東部で106万4,000ドンであるのに対し、越北地方では51万1,000ドン、西北地方ではわずか37万2,000ドンであった [Tổng cục thống kê 2008: 197]。

9) UNESCO, UNICEF, 世界銀行, UNDPにより共同開催された国際会議。155カ国の政府、20の国際機関、150以上のNGOの代表者が参加した。発展途上国・地域における「すべての国民に初等教育を提供する」という課題への取り組みを再構築したほか、「基礎的な学習ニーズ」というキー概念を提示し、初等教育普遍化政策に向けた具体的な対応を強化することを目標に掲げた [斉藤 2001: 302-303]。

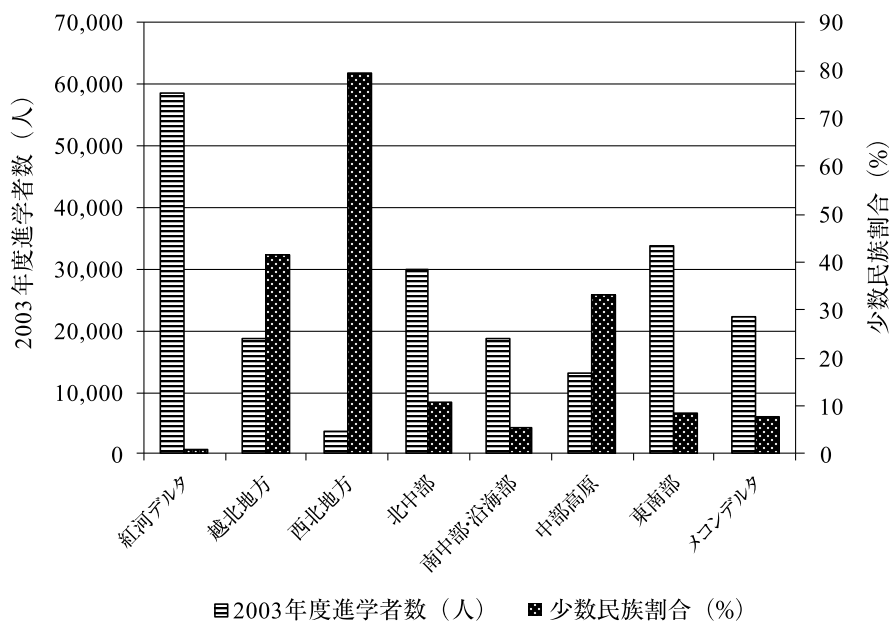


図1 地域別大学・高等専門学校進学者数（2003年度）

出典：[Bộ Giáo dục và đào tạo 1997; 2003] より筆者作成。

注：「少数民族割合」とは、地方ごとの人口に占める少数民族の割合を指す。

始された、国際機関を主導とする初等教育普及運動が2000年に事実上終結すると、<sup>10)</sup> 教育訓練省は、翌年から「基礎中学校教育普及」キャンペーンに着手した。これは、就学対象年齢（11～18歳）にある人々に対し、中学校課程の修了を義務化する試みであり [NDCP 88/2001/ND-CP]、この結果、ベトナム全土において中学校課程の就学者が急増した。ところが、少数民族が多く居住する山間部においては、依然として中学校の卒業生の半数弱が高校に進学できない。<sup>11)</sup> 加えて、たとえ高校に進学した場合でも、少数民族学生が中退するケースは多く、たとえばラオカイ省では、省内の普通高校全22校のうち、少数民族学生の割合が6割以上の高校の場合の

10) 個別のデータをみても、中国との国境地域に位置する少数民族地域ラオカイ省パットサット県における6歳から10歳までの児童の小学校就学率（2004年度）は93.8%に達している（2006年12月にラオカイ省パットサット県教育訓練室にて入手資料より）。モン族やザオ族、バジー族など、多数派民族であるキン族との関係がそれほど強くない少数民族が多く居住し、ベトナム北部少数民族地域でも特に貧しい地域であるが、それでもこの小学校就学率を達成していることは初等教育普及キャンペーンの大きな成果といえよう。

11) 筆者の調査結果によれば、高校への進学率はA. ラオカイ省民族寄宿学校で49.0%、B. ラオカイ省パットサット県の普通高校で65.3%、C. フート省民族寄宿学校で59.8%、D. フート省タインソン県の普通高校で53.9%であった。本データは、2006年12月から2007年3月にかけて行った高校生（12年生）を対象とした自記式配票方式によるアンケート調査から、中学校最終学年時のクラスの生徒総数と、そのうち高校へ進学した生徒数をもとに算出した。回答数はA. 119人、B. 160人、C. 117人、D. 188人。



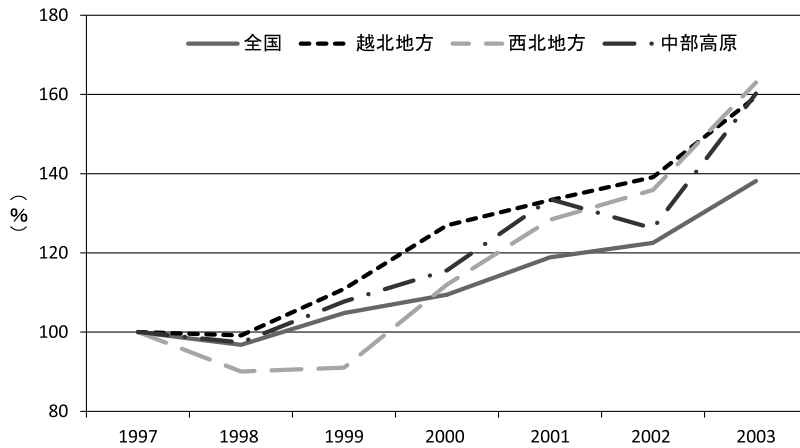


図2 地域別大学・高等専門学校進学者数の推移 (1997年を100とした場合)  
 出典：[Bộ Giáo dục và đào tạo 1997; 2003] より筆者作成。

平均中退率は6.3%で、少数民族の割合が6割以下の高校に比して2倍以上となっている [Sở Giáo dục và đào tạo tỉnh Lào Cai 2006]。<sup>12)</sup>

ところが、先ほどの2003年度高等教育機関進学者数を、1997年度のデータと比較した進学者数の伸び率でみた場合、少数民族が特に多く居住する地域 (越北地方、西北地方、中部高原) では全国平均値よりも高く推移していることが明らかである (図2)。依然として、数多くの困難を抱える少数民族地域において、なぜこのような高い高等教育機関進学者の伸び率が示されたのであろうか。そこで次章以下では、1990年代初頭に導入された少数民族に対する高等教育進学のための優遇政策に着目したうえで、少数民族の進学をめぐる教育訓練省の思惑と、それに対する少数民族側の反応を明らかにする。

### III 「少数民族政策のドイモイ」と高等教育進学のための優遇政策

#### 1. 「少数民族政策のドイモイ」

1990年代における少数民族地域の高等教育機関進学傾向の加速化に影響を与えたもの、それは、1989年11月に出された政治局第22号決議によって示された、少数民族政策をめぐるベトナム政府の大きな方針転換であった。「少数民族政策のドイモイ」とも位置付けられるこの政治局第22号決議は、ベトナム戦争終結後、重要性が低下して置き去りにされた山間部少数民族政策にもう一度目を向けなおすとともに、ドイモイ政策によって新たに生じた弊害を改善す

12) ラオカイ省内における2005年度の高校数は、専科学校と民族寄宿学校を含む計24校であった。

ることを目的としていた [伊藤 2003: 187]。ここでは第一に、さまざまな困難に直面している山間部地域には、独自の発展のあり方が適応されるべきとの見方から、ドイモイ政策の導入によっていったんは廃止された配給制度や、教育分野を含む一部の優遇政策を復活させることが示された。第二に、職業分配制度の廃止に伴い、平野部からキン族が派遣されてなくなった山間部地域の開発を担う新たな人材として、地元出身の少数民族出身者を行政管理職に登用した新しい仕組みの構築を目指す方向性が打ち出された。

そもそも経済と社会の自由化、規制の緩和を目的としていたドイモイ政策からわずか3年後に、その流れとは一見逆行するように見えるこの政治局第22号決議が出された背景には、民族問題が一挙に激化した1980年代後半の世界的情勢の中で、ベトナム政府が、多文化主義的な国民統合のあり方を、主には国内へ向けて主張する必要性に迫られていたという政治的な事情があった。古田元夫は、ドイモイ開始後のベトナムが民族構成の多様性、多元性を強調するようになった理由として、社会主義が「遠い夢」であると認識されたことによって、「社会主義的国民」としての「ベトナム国民」という共同性への諸民族の融合も、そう短時間に実現できる話ではないという発想に立ったと指摘する [古田 1999: 153]。なんとかして国内の民族問題が表層化するのを抑えなければならないという切迫した状況にさらされた結果 [伊藤 1997: 46]、「各民族の民族としてのアイデンティティ」と、「国家意識、すなわち統一されたベトナム民族の共同体意識」の両方を緊急に宣伝、教育するという二本の柱、つまりは「民族としての平等」「国民としての団結」 [古田 1991] の両方に軸足を置いた民族政策を立てざるを得なくなったのである [Hòang 1991: 52]。

こうした方針転換を受けて新たに持ち上がったのが、いかにして、地元出身の少数民族の中から幹部候補生となる人材、つまり高等教育機関への進学者を大量に、迅速に輩出するかという課題であった。政治局第22号決議の翌年（1990年3月）に出された閣僚評議会第72号決定には、少数民族を高等教育機関に進学させるための具体的な政策方針として次のように記されている。

第30条：大学・専門中学省および保健省は、山間部学生の現状や要求に合致するような内容やカリキュラムの刷新を行うなど、山間部における大学、高等専門学校、専門中学校の質的水準の強化、向上に責任を持つ。

大学および技術工業学校では、少数民族、とりわけ山岳部の少数民族を対象とした特別クラスを開設する計画を立案する。ただし、地域ごとに少数民族学生を選抜し、卒業後には地元へ帰って貢献するようにならなければならない。

現行制度のほかに、大学および高等専門学校で学ぶ少数民族学生には一般規定の1.5倍の奨学金が与えられるとともに、帰省のための旅費を1年に2回支給する。成績がきわめて優秀な少数民族学生には、一般規定の2倍の奨学金が与えられる。[QĐHDBT 72-HDBT]

ここで言及された政策方針が、「民族寄宿学校」「推薦入試制度」「奨学金制度の拡充」という形で具体化され、1990年代初頭以降、山間部地域において実施、強化されていった。以下、それぞれの制度の内容について具体的にみていきたい。

## 2. 民族寄宿学校 (Trường Phổ thông Dân tộc Nội trú)

1991年6月、当時の教育訓練省次官であったチャン・スアン・ニー (Trần Xuân Nhĩ) を中心に「山間部、少数民族地域、辺境地、島嶼部および多くの困難を抱える地域における教育の強化と発展」事業主任委員会が発足し、「民族寄宿学校」と名づけられた新たな教育機関の整備計画が開始された。これ以降、急速にベトナムの各地で民族寄宿学校の建設が進行し、1999年度には、(一部地域を除いて)少数民族人口が1%以上を占めるすべての省に、高校課程は1校、中学校課程については数校ずつ設置された〔伊藤 2007: 26〕。<sup>13)</sup>

この民族寄宿学校は、ベトナムの教育政策史上、少数民族だけを入学対象とする初めての中等教育機関であった。後述する民族大学予備校も、事実上入学者を少数民族に限定した教育機関であるが、こちらが高等教育機関進学だけを目的とした大学進学準備コースであるのに対し、民族寄宿学校とはあくまで、普通中学校と普通高校の代替的な選択肢である点で、民族大学予備校とは異なる機能を有する。そもそもは1950年代末以降、北部ベトナム各地に建設された「民族青年学校」群を一つの前身とするが、1989年の政治局第22号決議、および1990年の閣僚評議会第72号決定によって、少数民族に対する教育面での優遇措置が導入され、「教員および山間部に従事する医療・林業・社会管理等の幹部を養成する新しい公立学校を作り上げる」という目標を、この学校が実現することになった〔同上書: 25〕。

今日のベトナムでは、少数民族であっても県レベル以上の行政職員(教員、党幹部を含む)になる場合には中級専門学校以上の学歴が要求される。高校を卒業しただけでは、地元の社の幹部にはなることはできても、地域発展の牽引役となるような県レベル以上の行政職に就くことは難しい。そこで教育訓練省を頂点とする教育行政は、民族寄宿学校を通じて地域ごとに最も優秀な少数民族の子どもたちを集め、積極的な人的投資、経済的支援を与えることによって、効率的な「少数民族の教育エリート」の養成機関を作り上げようとした。<sup>14)</sup> 民族寄宿学校が、

13) ベトナムの行政機構は、省・中央直轄市、県、社に区分される。2008年12月末時点でベトナム全国には58の省と5の中央直轄市があり、その下位行政機構として県、その下に社が設置されている〔Tổng cục thống kê 2009: 5-6〕。

14) ただし近年では、民族寄宿学校の授業に職業訓練を取り入れるなどの新たな試みも行われている。これはつまり、民族寄宿学校の卒業生全員を高等教育機関に進学させて「少数民族幹部」にすることを目指した1990年代初頭の当初の目論見から、大学など高等教育機関への進学を最終目的とせず社会的地位を確保する装置として、この学校の存在価値を見出そうとする方向へ、視点が移り変わってきていることを示している。この問題についての詳しい議論は別稿に譲りたい。

少数民族の高等教育進学経路においてどのような役割を果たしているかについては、次章で詳しく分析する。

民族寄宿学校と同じく、入学対象を少数民族に限定したもう一つの教育機関が、教育訓練省が管轄する「民族大学予備校（Trường Dự bị Đại học Dân tộc）」である。これは、1975年にハノイに建設された学校を出発点として、現在までほぼ同じ形で継続してきた制度であり、必ずしもドイモイ政策後に新たに導入されたわけではない。しかし、この教育機関は、今日の少数民族大学生の進学プロセスにおける利益分配の仕組みを解き明かすうえで、重要な役割を担っていると考えられることから、この民族大学予備校における選抜方法と、その結果、進学者の属性にもたらされた特定の民族への偏りを明らかにする。

民族大学予備校は、少数民族のみを対象とした大学進学前の公立の予備校制度である。両親のどちらかが少数民族であり、かつ山間部地域に3年以上居住している、という二つの条件を満たしていれば、大学・高等専門学校受験で不合格となった際にこの学校への進学希望届けを出し、受験時に獲得した点数の高い順から進学が許可される。この学校に進学した少数民族学生たちは、それぞれの受験科目に沿って1年間授業を受けたのち、<sup>15)</sup>年度末に行われる学内試験での成績順に、希望する大学や高等専門学校へ進学が振り分けられる [QĐ 37/1999/QĐ-BGDĐT]。いったんこの予備校に入学すれば、翌年度にはほぼ100%近い割合で高等教育機関への進学が保障されることから、民族を単位とした大学への定員割り当て措置が行われていないベトナムにおいて、唯一「少数民族」に限定された大学進学トラックと言えるだろう。

ただしこの学校をめぐるのは、かつて次のような指摘もなされた。タインホア省以北の北部地域を学区とする「中央民族大学予備校」において、1975年から1985年のあいだに入学した総計4,126人の少数民族学生のうち、2,676人（64.8%）が、「低地部、つまりは全国的にみても経済社会状況の発展度合いが高く、山間部の中ではもっとも発展した地域に居住する、タイ族、ムン族、ムオン族、ターイ族」の4民族で構成されていた。また、居住地域別にみると「学生の57%が、カオバン省、ランソン省、バックターイ省、ハザン省、トゥエンクアン省の5省からの出身者」、つまりは越北地方からの進学者で占められていたという [Hoàng 1991: 50-52]。ホアン（Hàng）によるこの指摘は、入学者を少数民族に限定した大学進学トラックの中で、一部の民族と特定の居住地出身者への偏りが生じていたことを意味している。ここで名指しされた4民族のうち、タイ族、ムン族、ムオン族は、後述するように、キン族との関係性において、より「近い」立場にある少数民族である。民族大学予備校への進学者の中に、このような条件を持つ人々が多く含まれていたとすれば、なぜそのような状況が生じたのであ

15) なお、フート省ヴィエトチ市に所在する「中央民族大学予備校」では、1999年度まで2年制のクラスも併設されていたが、少数民族の学力水準が全体的に向上し、自力で受験に合格できる少数民族の学生が増えたことから、現在では1年制のクラスのみ開設されている。

ろうか。また、少数民族地域に高等教育機関進学熱が波及した1990年代後半以降、同校をめぐるこうした状況は、どのような変化を見せたのであろうか。そこで次章では、民族大学予備校出身者の民族にも着目して分析を行う。

### 3. 推薦入試制度 (Chê độ Cử tuyển)

少数民族を高等教育機関に進学させるための二つ目の具体的な施策が、1990年に開始した「推薦入試 (Cử tuyển) 制度」である。これは、少数民族に対する優遇措置の導入を指示した一連の政策のうち、1989年の閣僚評議会第65号指示に明記された「少数民族のための特別クラス」のための選抜制度で、高校卒業資格をもった少数民族の生徒を無試験で大学や高等専門学校へ入学させ、学費を免除し生活費を支援する代わりに、学校を卒業した後には必ず地元に戻って公的機関で就職することを義務付ける仕組みであった [CTH ĐBT 65-HĐBT]。このような特別クラスが設置された背景には、ドイモイ期以前の職業分配制度が人材の山間部離れに苦しんだことを反省し [伊藤 2007: 23-24]、山間部の地元出身者の中から地域発展の中心的役割となる「幹部」を育成するために、大学や高等専門学校に入学する前の段階で、地元の優秀な少数民族の人材を行政機関別に青田買いしておこうという狙いがあった。

この決定を受けて、次章で分析を行う文化大学少数民族文化学科でも、1995年からこの推薦入試制度が実施された。<sup>16)</sup> 2004年に同学科で入手した卒業生の進路先に関する資料に基づき、推薦入試制度によって入学した1期生から5期生まで総計91名の卒業後の進路を分類してみると、文化省関連の公的機関48名、文化省関連以外の公的機関25名、マスコミ関係5名、教育関係2名、民間企業2名となっており、8割(73名)の卒業生が何らかの公的機関へ就職していることがわかった。<sup>17)</sup> また、所在地を見てみると、ハノイ市内に就職したのはわずか3名で、それ以外はすべて地方都市であった。同資料には個々の卒業生の具体的な出身地情報が示されておらず、したがって彼らがそれぞれの出身地へ戻ったかどうかを明らかにすることはできない。しかし少なくとも、山間部地域出身の少数民族が、大学を卒業したのち、ハノイ以外の地方に戻って(あるいは赴いて)、そこの公的機関に就職したという事実からは、山間部の地域発展の中心的役割を担うための人材を育てることを目的とした推薦入試制度が、少なくとも2000年前後までの時点において一定の有効性を発揮していたと言ってよいだろう。<sup>18)</sup>

16) 文化大学に「民族学科」を設立することについては1989年6月閣僚評議会第65号指示に方針が示されている [CTH ĐBT 65-HĐBT]。

17) 1期生は1995年に入学、5期生は1999年に入学した。

18) 2004年11月に文化大学少数民族文化学科にて入手した進路統計資料より。

#### 4. 奨学金制度の拡充

少数民族が高等教育機関へ入学したのちに享受できる優遇政策として、奨学金制度の拡充が挙げられる。とはいえ、大学・高等専門学校に進学した少数民族に対して、特別な奨学金枠を設ける制度については、実はドイモイ政策以前からすでに行われていた。1968年の大学—専門中学校省・財政省第157号通達では、一般のキン族学生に対する通常の奨学金として、「大学生18ドン/月」「専門中学校生16ドン/月」と定めた上で、少数民族や、戦争で国家や人民のために犠牲となって命を落とした人、すなわちベトナム語で「烈士 (Liệt sĩ)」と呼ばれる人々の家族を含む特定の対象者に対しては、個別に奨学金を増額する優遇措置が設定された。<sup>19)</sup> このうち少数民族に関しては次のように記されている。

\*大学生：28ドン/月，専門中学校生：26ドン/月

－「メオ族，マン族，ロロ族，ニャン族等，山岳部の少数民族学生」

－「タイ族，ヌン族，ムオン族，ターイ族，ホア族等，低地部の少数民族学生のうち，両親ともに失った孤児で，ほかに養育者を持たないもの」

\*大学生：22ドン/月，専門中学校生：20ドン/月

－「タイ族，ヌン族，ムオン族，ターイ族，ホア族等，低地部の少数民族学生」

[TTLBDHTHCN-TC 157/LB]

ここで興味深いことは、少数民族に対する奨学金支給額が、民族名に応じた分類によって区分されている点である。メオ族（現在はモン族）、マン族（現在はザオ族）のほか、ロロ族やニャン族（現在はザイー族）など一部の民族を名指し、彼らをタイ族、ヌン族、ムオン族と区別しようとする政策決定者側の意図が読み取れるからである。

ところがその後、ドイモイ政策を経て1990年3月の閣僚評議会第72号決定には、

優遇奨学金が与えられる生徒、学生は以下のとおりである：烈士の子供、少数民族 (dân tộc ít người：傍点は引用者)、各区分に分類された傷病兵、第1区分の傷病兵の子供、両親ともに失った孤児、軍事義務によって徴兵された軍人で生活費支給の対象外となる、援助が必要な障害者

[QĐHĐBT 72-HĐBT]

と記載されているのみで、1968年の規定に見られたような、個々の民族ごとに優遇政策の度合いに差をつけようという意図は見られない。このうち、この奨学金に関する方針をより具体的

19) ただし、この通達文中に「以下の対象者については、以前の規定で定められた奨学金制度を適用する」という記述が見られることから、実際にこの奨学金制度が定められたのは1968年より以前であると考えられる。ただし現在では資料的制約から初出資料を参照できていない。

に定めた1990年5月の教育訓練省・財政省第25号通達でも、「山間部の生徒・学生に対する奨学金」の第一の対象として、「民族の生徒・学生 (học sinh-sinh viên là người dân tộc)」が挙げられている。次の項目には「(前略) 山岳部・山間部で36カ月間以上生活し、家族も常住するキン族、ホア族の生徒・学生」とされていることを見ると、ホア族(華人)を例外として、前段の「民族の生徒・学生」は、後段の「キン族」と対比される枠組みとして、一つのまとまった「少数民族」という集団として参照され、その中に含まれる居住地や生活条件、民族の差異についてはほとんど触れられていない。

この点に着目しながら翻ってみてみると、本章で取り上げた民族寄宿学校や推薦入試制度など、1990年代に制定された新たな少数民族優遇政策、および民族大学予備校の制度とは、民族ごとに何らかの区分が設けられているのではなく、あくまで「少数民族」というまとまりが一つの単位集団として想定されていることがわかる。すでに述べたように、ドイモイ期におけるベトナム政府の最も大きな政策転換のひとつが、国内の民族的要素の多様性を認め、それらの「民族アイデンティティ」を尊重する、という方針を打ち出したことであった。ところが、実際に定められた個々の政策をみていくと、それぞれの民族や個人が持つ生活条件の差異や、社会・経済的基盤の多様性などをすべて一纏めにした上で、「キン族ではない人々」を「少数民族」と名づけながら、一元的な優遇対象を創出し、彼らに対して優遇政策の利益分配を行おうとする政策決定者側の思惑が込められていたと考えられるのではないだろうか。

そこで次章では、2000年以降に大学へ進学した少数民族大学生に着目し、中等教育段階(主として高校)の学校歴や民族、出身地を軸に少数民族大学生の集団構造を分析する。

なお、あらかじめ述べておくと、今回の分析は少数民族籍を持って大学に進学した生徒(以下、少数民族大学生)を対象とした調査結果に基づいている。したがって、同じ条件を持ちながら、大学に進学しなかった人々と比較して、教育達成における優遇政策の与える影響を明らかにしようとするものではないという点をお断りしておく。

#### IV 少数民族大学生の集団構造——優遇政策がもたらす利益分配の成果とひずみ

前章で取り上げた、民族寄宿学校、推薦入試制度、民族大学予備校という、少数民族の進学を目的とした優遇制度は、誰に、どのようなメリットをもたらしているのだろうか。筆者は、2004年9月初めから2005年6月末のうちおよそ6カ月間にわたり、ハノイの4つの大学に在籍する少数民族大学生を中心とした260名を対象に、自記式配票方式による調査票調査およびインタビュー調査を行った。本章では、この調査結果をもとに、少数民族優遇政策を実践する場としての教育システムと問題点について実証的に解き明かし、これらの優遇政策によって生み出された利益分配の仕組みを明らかにする。大学ごとの調査対象者数は、ハノイ国家大学人

文社会科学大学（以下、人文社会科学大学）71人、<sup>20)</sup> ハノイ師範大学（同、師範大学）91人、<sup>21)</sup> ハノイ文化大学少数民族文化学科（同、文化大学少数民族文化学科）97人、<sup>22)</sup> ハノイ国家大学自然科学大学（同、自然科学大学）36人<sup>23)</sup>であった。このうち少数民族籍を有すると回答した学生のなかから、有効回答が得られた220人を対象に集計を行った（有効回答は全体の84.6%）。<sup>24)</sup>

## 1. 進学経路における少数民族優遇政策の役割

はじめに、少数民族大学生がどのような経路によって大学へ進学したのかを見るために、出身地域区分が明らかになった173人を対象に、出身高校の内訳を表1に示した。出身高校の形態別に見ると、最も多いのが京都にある高校の卒業生であり、82人（47.4%）を占めている。それに次いで多いのが、民族寄宿学校卒業生の38人（22.0%）である。2002年の政府統計によれば、北部山間部1省あたり的高校数は平均26校であるのに対して、高校課程の民族寄宿学校はわずか1校のみであり、量的規模は圧倒的に異なっている。<sup>25)</sup>たとえば、2005年度のラオカイ省のケースを見てみよう。ラオカイ省内に所在する普通高校は計23校、生徒数は合計で15,871人であった。<sup>26)</sup>これに対し、ラオカイ省内の民族寄宿学校（高校課程）は1校、生徒数は404人であった〔Sở Giáo dục và đào tạo tỉnh Lào Cai 2006〕。つまり、生徒数の規模で比較するならば、民族寄宿学校は普通高校のおよそ40分の1に過ぎない。このように見れば、表1の結果は、民族寄宿学校を経て大学に進学するという経路が、少数民族の大学進学プロセスの中で、一定の重要な役割を果たしていることを示唆している。

次に出身地域ごとに比較したところ、進学経路のあり方は、地域ごとにやや異なる傾向を示した。表2は、1996年に山間部少数民族委員会によって設けられた「3区分」分類に基づき、

20) 調査票調査回答者数は71人（うちキン族1人）。

21) 調査票調査回答者数は91人（うちキン族5人）。

22) 調査票調査回答者数は97人（うちキン族30人）。

23) 調査票調査回答者数は36人（全員が少数民族籍）。

24) なお、本調査は自然科学大学を除き、主として文系大学を対象としたため、回答者の性別で見ると女子の割合が圧倒的に高い（インフォーマント総数260人のうち、男子学生58人に対し女子学生202人（77.6%））。これはベトナムの高等教育の現状において、男子は理系、女子は文系の大学に進学する傾向が依然として強いことと密接に関連すると考えられるが、この点については別稿に譲りたい。

25) 紅河デルタ地域を除く北部山間部の計15省を対象に集計した。ベトナム統計局ウェブサイト〈[http://www.gso.gov.vn/default\\_en.aspx?tabid=474&idmid=3&ItemID=6681](http://www.gso.gov.vn/default_en.aspx?tabid=474&idmid=3&ItemID=6681)〉。

26) 2005年度における、ラオカイ省内の高校別生徒数は以下の通り。専科高校681人、バットサット高校915人、バックハー第1高校760人、バックハー第2高校285人、ラオカイ半公第1高校1,029人、ラオカイ半公第2高校439人、バオタン第1高校1,450人、バオタン第2高校809人、バオタン第3高校623人、バオイエン第1高校1,326人、バオイエン第2高校586人、バオイエン第3高校428人、ラオカイ第1高校1,302人、ラオカイ第2高校1,064人、ムオンクオン第1高校665人、ムオンクオン第2高校555人、サパ第1高校322人、サパ第2高校105人、シーマーカイ第1高校332人、シーマーカイ第2高校156人、ヴァンバン第1高校1,166人、ヴァンバン第2高校792人、ヴァンバン第3高校81人。



表1 出身高校の形態別に見た少数民族大学生の割合

	(%)	(人)
専科高校	12.7	22
社	1.2	2
普通高校	47.4	82
県都	14.5	25
省都	22.0	38
民族寄宿学校	2.3	4
その他		
合計	100	173

出典：2004年9～10月，2005年3～6月に実施した4大学アンケート調査より筆者作成。

表2 少数民族大学生の出身高校形態と出身地域区分のクロス表

(単位：%)

	第1区分	第2区分	第3区分
専科高校	18.6	7.8	4.3
社	0	3.1	0
普通高校	40.7	53.1	56.5
県都	24.4	6.3	0
省都	15.1	28.1	30.4
民族寄宿学校	1.2	1.6	8.7
その他			
合計	100	100	100
生徒数の合計(人)	86	64	23

出典：2004年9～10月，2005年3～6月に実施した4大学アンケート調査より筆者作成。

少数民族大学生の出身地域を3つに区分したうえで，出身高校の形態とのクロス分析を行った結果である。「3区分」分類とは，①県の中心部や国道からの距離，②インフラ，③識字率などの社会的要素，④生産条件，⑤貧困家庭の割合，の5つの指標に基づき，山間部および少数民族の居住地域を3つに区分する方法であり，第1区分から第3区分にいくにつれて経済・社会的条件を含む生活環境が悪化していくことを示す [Ủy ban dân tộc và miền núi 1998: 27-31]。表2によれば，民族寄宿学校卒業生の割合は，出身地域が第1区分から第3区分になるにつれて上昇し，第3区分では30.4%を占めることが明らかとなった。すなわち，経済・社会的条件の悪い地域に住む少数民族ほど，大学への進学プロセスにおいて，民族寄宿学校の重要性が増していく状況を表している。

## 2. 民族間の格差

次に、民族に着目して大学生の集団構造を分析する。はじめに、2001年の国勢調査データから、北部山間部に居住する主要な民族の、18歳以上の大学・高等専門学校進学率（以下、「進学率」）を、キン族の4.7%を1として一直線上に並べた（図3）。これを見ると、少数民族のうち、18歳以上の「進学率」がキン族に最も近いのは、タイ族の3.0%であり、次いでムオン族・ヌン族・サンジウ族1.4%と続いていく。その一方で、モン族やザオ族の「進学率」は極めて低く、わずか0.2~0.3%にすぎない。伊藤正子が指摘するように、ベトナムの「少数民族」に分類される53の公定民族は、「少数民族」という語でくくるには非常に多様性が大きい。とりわけ、国家権力との関係をめぐる距離感で見た場合、ベトナム国家に対して歴史的に密接な関係を持ち、現在でも政府や党の要職に就いている、タイ族やヌン族、ムオン族などと、北部山岳地域に居住するモン族や、中部高原のマライ・ポリネシア語系やモン・クメール語系の先住民など、国家権力からの距離が「遠く」にある民族が、ひとつの「少数民族」という分類の中に含まれている〔伊藤2008: 30-31, 88〕。図3から明らかになるように、国家権力に対する距離感の違いは、民族ごとの高等教育進学者の割合にもはっきりと映し出されている。そこで本稿では、便宜的に、タイ族、ヌン族、ムオン族を、キン族に「近い」少数民族、それ以外の人々を「遠い」少数民族として、二つに区分することとした。

筆者が行った調査結果の分析に基づけば、大学に進学した少数民族の民族籍にもやはり、この「近さ」と「遠さ」が一定の影響を及ぼしていることが示されている。毎年教育訓練省によって行われる全国統一様式の大学入学試験では、少数民族の学生に対し、一律1~3点程度の優遇点が与えられるほかは、特定の優遇措置は設けられていない。<sup>27)</sup> その結果、自然科学大学、人文社会科学大学、師範大学に在籍する少数民族学生は、タイ族、ヌン族、ムオン族の3民族だけで全体の約9割に達した。図4は、2001年度から2004年度までに、師範大学の1年次に入学者の少数民族学生を、民族籍ごとの推移で示したものである。これを見ても、師範大学に入学者の少数民族の8割以上が、「近い」民族で占められていることが明らかになる。

なお、少数民族人口に占めるタイ族、ヌン族、ムオン族の割合は、それぞれ13.3%、7.9%、10.3%であり、進学者に占める「近い」民族の割合は、実際の人口比よりもはるかに大きいと言ってよいだろう。

前述したように、自然科学大学、人文社会科学大学、師範大学で行われている能力主義型の選抜方法は、少数民族の受験生といえども、すべての少数民族に対して一律に与えられる優遇

27) 大学入試における優遇加点制度については、少数民族に対して与えられる優遇点のほか、居住地に応じて与えられる優遇点もある。ただし居住地加点については同一地域内に居住するキン族にも与えられるため、必ずしも少数民族だけを対象に与えられる優遇措置としては位置づけられず、したがって本稿では分析対象としていない。

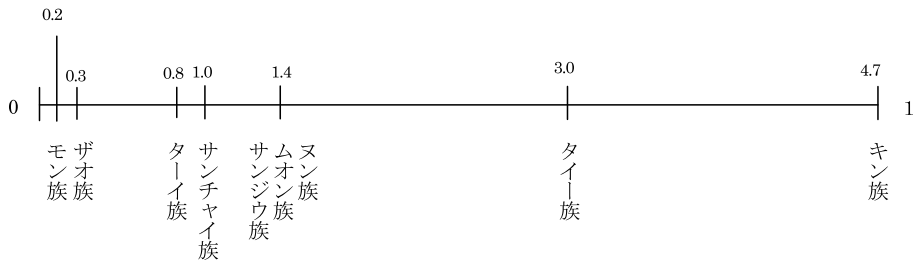


図3 民族別に見た18歳人口に占める、大学・高等専門学校進学者の割合（単位：%）  
 出典：[Tổng cục thống kê 2001] より筆者作成。

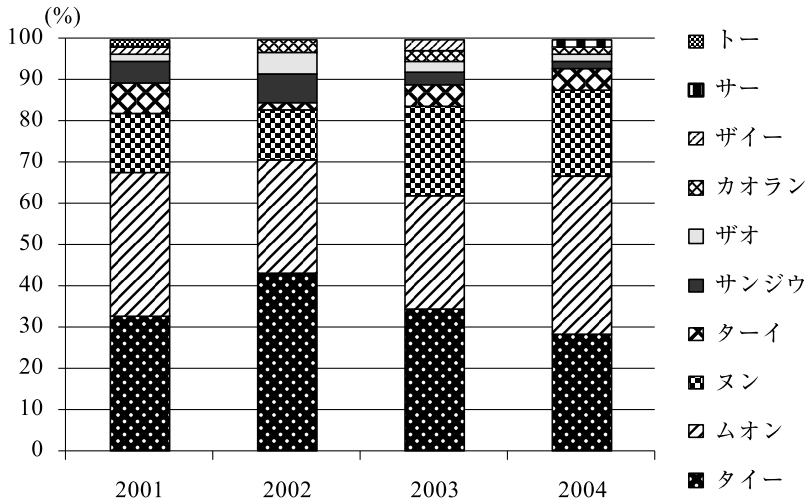


図4 師範大学1年生における、少数民族生徒の民族籍割合の推移  
 出典：2005年5月23日、師範大学学生訓練室にて入手資料より筆者作成。サンプル数は、2001年度：55人、2002年度：58人、2003年度：73人、2004年度：57人であった。

加点のほかは、キン族とはほぼ同じ条件の下で、合格者を選抜する。その結果、もともとキン族に近い学力水準を持つ「近い」民族が有利となり、多くの大学進学者を輩出する一方で、「遠い」民族の子供たちにとって、大学へ進むことは依然として容易ではない。

このことは、優遇政策がもたらす利益の配分についても同様に見られる。優遇政策の恩恵を受けられる対象が、能力主義に基づく競争原理によって決定されるとき、やはりそこにも一定の選抜性が生じていくからである。今回調査の対象となった少数民族大学生の中には、民族大学予備校を経て大学に進学した学生が53人含まれていたが、彼らのうち88.6%（47人）が「近

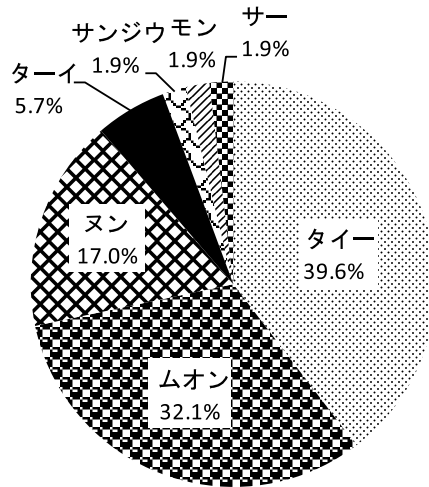


図5 少数民族大学生のうち、大学予備校を卒業した人の民族内訳

出典：2004年9～10月、2005年3～6月に実施した4大学アンケート調査より筆者作成。

い」民族で占められていた<sup>28)</sup>(図5)。民族大学予備校への入学においては、全国統一試験を受験したものの希望大学の合格点に届かなかった場合に、「両親のどちらかが少数民族」であり、かつ「山間部地域に3年以上居住している」ことを要件として、能力主義に基づく選抜が行われる。こうした選抜メカニズムが厳格に適用されることにより、キン族と同等かやや劣る程度の学力で、1年勉強すればほぼ確実にキン族と肩を並べて大学へ進学できるだけの高い可能性を備えた「近い」民族の子どもたちに対しては、有益な進学機会を提供する一方で、はるかに大学入試の合格水準に及ばない「遠い」民族に対する直接的なボトムアップ型の救済措置としての機能は持っていなかった。

これに対し、推薦入試制度は、能力主義に基づく選抜方法ではなかなか合格する機会のない「遠い」民族に対しても、大学進学のチャンスをもたらす重要な進学経路を形成していた。今回筆者が2004年に調査を行った4つの大学のうち、人文社会科学大学、自然科学大学、師範大学ではいずれも、大学統一試験の成績に基づいて入学者の選抜が行われるのに対し、文化・スポーツ・観光省が直轄する文化大学少数民族文化学科では、「推薦入試制度」が採用されている。本調査を行った2004年度、同学科は、推薦入試制度に基づいて無試験で選抜されたクラス(Bクラス)と、文化大学独自のペーパー試験の成績を基準に、居住地域ごとの定数に従っ

28) また、2006年度に大学予備校に在学していた生徒の民族内訳を調べたところ、学生総数548人のうち、タイ族276人、ヌン族109人、ムオン族83人であり、この3民族で全体の85.4%を占めた(2007年1月中央民族大学予備校学生課にて入手した資料より)。

表3 文化大学少数民族文化学科におけるクラス別に見た学生の民族内訳  
(単位：%)

	地域選抜クラス (A)	推薦入試クラス (B)	合計(人)
タイー	67.7	41.7	36
ターイ	12.9	19.4	11
ムオン	6.5	11.1	6
ヌン	6.5	8.3	5
モン	0	5.6	2
ザイー	0	2.8	1
カン	0	2.8	1
ラチャー	0	2.8	1
マン	0	2.8	1
パテン	3.2	0	1
トー	3.2	0	1
シンムン	0	2.8	1
合計	100	100	100
学生数の合計(人)	31	36	67

出典：2004年9～10月、2005年3～6月に実施した4大学アンケート調査より筆者作成。

て入学者の選抜が行われたクラス(Aクラス)の二つのクラスから構成されていた。<sup>29)</sup>それぞれのクラスの民族内訳を分析したところ、表3で示される通りになった。地域ごとの定数割り当てという条件つきではあるものの、相対的に見て、能力主義を重視する方法によって入学者を選抜したAクラスでは、学生の67.7%がタイー族によって占められているのに対し、推薦入試制度で学生を選抜したBクラスでは、その割合は41.7%に減少する。その代わりに、モン族やザイー族、ラチャー族が含まれるようになり、全体として民族籍の構成が多様化している様子が明らかとなる。

同様に、民族寄宿学校もまた、「遠い」民族の大学進学のプロセスにおいて、一定の重要性を有している。表4は、少数民族大学生の出身高校を、「近い」民族と「遠い」民族に区分して示したものである。これによれば、「近い」民族、すなわちタイー族、ヌン族、ムオン族のうち、民族寄宿学校を卒業した人の割合が22.4%であるのに対し、「遠い」民族では54.8%に達している。つまり、「近い」民族よりもむしろ、「遠い」民族の方が、大学進学以前に、民族寄宿学校を卒業している割合が高いという結果が示されている。前章の末尾で述べたとおり、今回の分析は、大学進学者のみを対象とした調査結果に基づいており、この分析結果だけでは、

29) 2004年10月に実施した文化大学少数民族文化学科科長に対するインタビューより。

表4 民族別に見た少数民族大学生の出身高校区分 (単位：%)

	普通高校卒業生	民族寄宿学校卒業生	合計(人)
「近い」民族	77.6	22.4	174
「遠い」民族	45.2	54.8	42
合計	71.3	28.7	216

出典：2004年9～10月、2005年3～6月に実施した4大学アンケート調査より筆者作成。

民族寄宿学校を卒業した人の方が、そうでなかった人と比べて、より多く大学に進学しやすいかどうかを判断することはできない。しかし少なくとも、「近い」民族の生徒たちと比べた場合に、「遠い」民族にとっての方が、民族寄宿学校という教育機関を通じた進学経路が、より重要な役割を果たしていることを示唆している。

本章で行った少数民族大学生に対する調査結果の分析をまとめると、以下のようになる。大学進学者の出身高校を調べたところ、民族寄宿学校卒業生の占める割合が、普通高校卒業生よりも、相対的に大きな割合を占める。これをさらに、出身地域区分に分けて比較してみると、経済・社会的に貧しい環境に置かれているほど、大学進学のプロセスにおける民族寄宿学校の役割が重要度を増していくことが明らかとなった。

ただし、民族別に見ていくと、個々の優遇政策がどのような方針に基づいて実施されるかによって、民族を単位とした集団と国家権力との関係性が、教育水準というファクターを経由しつつ、優遇政策の受益者を規定してしまう場合がある。民族大学予備校の例に見られたように、能力主義を重視する競争原理によって優遇政策の利益が分配された場合、「近い」民族の方が、より優遇政策の恩恵を受けやすい。これに対し、推薦入試制度や民族寄宿学校の制度は、能力主義に基づく選抜方法ではなかなか合格することのできない「遠い」民族に対して、大学進学チャンスをもたらず貴重な機会を提供していると言ってよいだろう。

## V 結論

少数民族大学生の集団構造分析を通じて、1990年代初頭に導入された高等教育機関進学のための少数民族優遇政策とそのための新しい教育システムが、最貧困地域の居住者や国家権力との関係性において「遠い」民族の子どもたちが高等教育機関へ進学する際に、一定の効果をもって機能していることが明らかになった。中等教育課程に設けられた民族寄宿学校は、最貧困地域の少数民族が上級の教育課程へ進学する際の機会の平等を与える仕組みとして、また、推薦入試制度は、試験の点数に基づかない非メリトクラシー型の選抜方法を用いることによって、それまでほとんど高等教育機関に進学する機会を持たなかった人々に対して、大学進学へ

の大きな可能性を開くことになった。さらに、推薦入試制度を通じて進学した学生が、卒業後には必ず地元の公務員としての就職を割り当てられるようになったことにより、公教育の階梯を上昇することによって獲得されていく学歴を、自分たちの将来的な成功モデルと結びつけて捉えやすい環境が形成された。従って、これらの少数民族優遇政策は、メリトクラシーに基づく選抜方法を基本とする一般の公教育の仕組みでは手に入れることのできなかった、高等教育機関の進学機会を、「遠い」民族の人々の手の届くところにもたらしたという点で、重要な役割を果たしていると評価できる。<sup>30)</sup>

一方、民族大学予備校の事例からは、少数民族優遇政策といえども、厳格に能力主義による選抜メカニズムを適応することにより、53の「少数民族」のうち、早くから国民国家ベトナムの枠組みへ接近していたタイ族、ヌン族、ムオン族といった「近い」民族に、より多くの利益が分配されやすい構造となっている事実も示された。第III章で述べたように、政治局第22号決議とは、地域発展の中心的な担い手を、平野部のキン族から地元出身の少数民族へ移行させることによって、ドイモイ政策が生み出した、平野部と山間部の格差を是正することを目的としていた。そこで教育行政に新たに課せられたのが、地元の地域発展を率いていくための、優秀な行政官僚や教員たちを、なるべく効率的に、少数民族の中から輩出していくことであった。

優遇政策の利益分配構造におけるこうした不均衡な状況は、より多くその恩恵を受け取ることができ一部の人の認識と行動に、ある変化をもたらした。筆者は、2010年3月に、人文社会科学大学において、18人の少数民族大学生に対し、大学進学に至るまでの学歴プロセスと、家庭環境に関するインタビュー調査を実施した。この中で、キン族の父親とヌン族の母親を持つLUに聞き取りを行ったところ、中学校へ進学する際、小学校の教員に勧められて、出生時に登録していたキン族からヌン族へと、民族籍を変更していたことが明らかとなった。

ベトナムの改正民法3章2節28条の2項によれば、本人が成人（18歳）に達した場合、または本人が未成年者の場合には両親か後見人によって、出生時に登録した民族からほかの民族へ変更を要求することが可能である。<sup>31)</sup> LUの事例に見られるように、今日のベトナム社会では、高等教育機関への進学を目指す中で、少しでも有利な条件を獲得する手段として、自ら「少数

30) 本稿の分析は、主として大学に進学した少数民族を対象に行った。したがって少数民族の中でも、依然として大学進学に対してそれほど積極的な意味を見出さない人々の存在については触れることができなかった。彼らこそ国家権力に対して最も「遠い」位置にある人々であり、国民統合とのかかわりでいえば、ドイモイ期における教育熱と少数民族優遇政策の影響を受けて、彼らの行動様式がいかなる変化を受けているのかについて明らかにすることは、現代のベトナム社会における国民統合の様態を解き明かす上でも重要である。この点についての考察は今後の課題としたい。

31) 「成人に達した人、実父、実母または未成年者の後見人 (người giám hộ) は、以下の場合、民族再確定を管轄する国家機関に対する要求権がある。(a) 実父と実母の属する民族が異なる場合、実父、実母のいずれかの民族への再確定。(b) 異なる民族の人の養子になった場合、実父、実母が誰かわからず養父、養母の民族に基づいて確定されていた場合、実父、実母の民族への再確定」[BLDS 2005]。和訳にあたっては、1995年民法と重なる部分に関しては[樫永 2004: 169-170]を参考にした。

民族」になることを選択しようとする人々の認識が、徐々に醸成されつつある。両親のどちらかが少数民族籍を有し、もともと「少数民族」になる条件を持ったキン族のあいだで、少数民族優遇政策による利益分配の対象になることが一定のメリットをもたらすとみなされた結果、自らの持つ「少数民族」性が積極的に再解釈されると同時に、それを戦略的に利用する形での、新たな進学経路の模索が始まっている。このことはすなわち、優遇政策の恩恵をめぐる争奪の過程で、貧しく「遅れた」環境にある「弟たち」という、どちらかといえばネガティブな印象で捉えられてきた「少数民族」のイメージが、利用可能な資源としてのポジティブな意味を持ち始めてきたことを表している。ただし、本稿で明らかにしたように、進学を目的とした少数民族優遇政策が、能力主義に基づく競争原理によって行われるとき、キン族に「近い」一部の民族に、より有利な条件がもたらされることがある。「少数民族」としてくくられた人々のうち、もともとの教育水準が高く、あと少し背中を押してやれば大学に進学できるレベルの学力を持った人々のほうが、そうでない人々よりも、優遇政策の利益を受け取りやすい立場にあるからである。このように考えてみるならば、「少数民族」に対するポジティブな認識と、それに伴う少数民族籍の選択という行動のあり方は、必ずしもすべての少数民族のあいだで、広く水平的に共有されているのではなく、キン族に「近い」一部の民族を取り巻く環境の中で生じた、どちらかといえば限定的な現象である可能性もある。キン族籍から少数民族籍へと変更する「少数民族化」現象が、どのような属性を持つ人々の間で、どのような契機を経て生じているのかという点については、今後さらなる検討を必要とする。

他方、この「少数民族化」現象については、ベトナム政府もすでに把握している。ベトナム司法省は、子どもが両親の民族籍のどちらかに変更することを法的根拠に基づく行為とみなした上で、民族籍の変更は「子どもの権利」の範疇にあるとして、肯定的に捉える見解を示す。<sup>32)</sup>

32) 司法省のウェブサイト上にある「Q&Aと法律諮問」コーナーには、日常生活のさまざまな疑問や問題に対し、法的な解決方法を求める人々からの質問が投稿されている。ここに2009年6月16日付で掲載された、民族籍の変更についての質問と、それに対する司法省の回答は、民族籍変更という人々の要求に対する、ベトナム政府の姿勢を読み解くものとして興味深い。投稿者からの質問を要約すると次のようになる。「ランソン省ヒュールン県X社に住むコン(Cong)は、キン族の父親とヌン族の母親の間に生まれ、キン族として出生届を提出した。その後15歳になったので、民族寄宿学校への入学を申請するために、両親が社の人民委員会に赴き、母親の民族籍であるヌン族へ変更するための手続きを教えてもらいたいと依頼した。ところが、社の人民委員会の司法・戸籍担当幹部から、コンはすでにキン族として民族籍を確定しているのだから、(少数民族優遇政策の)恩恵を受けようという理由で民族籍を変更することは処理できない、と言われた。このような解決方法は果たして正当なのか？」これに対し、司法省の回答は以下の通りであった。

「今回のケースでは、コンの両親が、自分たちの子供の民族籍を再確定することを要求している。民族は、個人の基本的な人的特質の一つであり、堅ろう性を有し、法律の規定に基づいた、特別な場合においてのみ変更が可能となる。しかし、民族籍の変更もまた、民法に記され、民族籍選択権によって守られた、個人の基本的な権利である。したがって、コンに対する民族籍再確定の要求が解決可能かどうかという問題について検討する際には、司法・戸籍担当幹部は、民族籍選択権について定めた民法の規定を根拠にする必要がある。(中略) 今回のケースに照らし合わせてみれば、コン



民族寄宿学校をはじめとする少数民族優遇政策の恩恵を受けたいと願う人々が、自らの「少数民族性」を積極的に利用しようとする動きに対し、ベトナム政府の側では、必ずしも上から押さえつけようとするのではなく、むしろ一定の範囲内においてはなるべく柔軟に対応し、人々の要求をうまく受け入れている。これにより、少数民族優遇政策が本質的に内包する不平等性に対する不満が、目に見える形になって噴出することのないように、巧みな応答を図ろうとしているのである。

積極的に機会の差別化を図ることによって、結果の平等を保障しようとするアフーマティブ・アクションは、実施過程において、優遇政策の対象集団の内部に存在するさまざまな格差の構造を浮かび上がらせると同時に、既存の要素を、新たな資源へと変容させる契機を生み出す。1980年代後半の中国では、進学や就職をめぐる少しでも有利な条件を確保するために、少数民族へと民族籍を変更する人々の存在が大きな社会問題となり、漢族から、少数民族優遇政策に対する反発が相次いだ。<sup>33)</sup> ベトナムの少数民族人口は、53の公定民族すべてを足し合わせても総人口の15%程度に過ぎず、また、序章で述べたように、少数民族に対するキン族の「兄貴分主義」的な考え方の影響もあって、少なくとも現時点では、キン族の側から、少数民族優遇政策が自分たちの権利を阻害する逆差別であるとして、深刻な問題を引き起こすような事態には発展していない。ただし、近年急速に拡大するベトナム社会全体の教育熱を背景に、利用可能な資源としての「少数民族」が持つ意味がさらに重要性を増し、キン族の子どもたちの高等教育進学の機会をも脅かすようになったとき、少数民族優遇政策に対するベトナム社会のまなざしにも変化が生じる可能性はある。この点に関する考察は、引き続き今後の課題としたい。

#### 参考文献

英語

Alon, Sigel; and Tienda, Marta. 2007. Diversity, Opportunity, and the Shifting Meritocracy in Higher Education. *American Sociological Review* 72 (August): 487-511.

ㄨ の両親による民族籍の再確定に対する要求は、子供の権利から発せられており、法的根拠がある。従って、司法・戸籍担当幹部は法律の規定に基づいてこの要求を解決する責任がある。民族籍の再確定を、(少数民族優遇政策の：引用者注)恩恵を得るためとみなして、コンの両親の要求を拒否することがあってはならない。」ベトナム司法省ウェブサイト〈[http://moj.gov.vn/hoidap/Lists/DanhSachCauHoi/View\\_Detail.aspx?ItemID=3950](http://moj.gov.vn/hoidap/Lists/DanhSachCauHoi/View_Detail.aspx?ItemID=3950)〉。

この司法省の回答から明らかになるように、ベトナム政府は、子どもが両親の民族籍のどちらかに変更することを法的根拠に基づく行為とみなし、その目的がたとえ民族寄宿学校への入学という私的なものであったとしても、「子どもの権利」の範疇にある、として肯定的に捉える立場をとっている。

33) 中国では1980年代後半に、少数民族に対する進学・幹部採用時の優遇措置などを目当てに、民族意識のないものが少数民族となったり、漢族の中に不正な手段を使って民族的出自を変更するものが増え、少数民族の不満を招くとともに [岡本 1999: 49]、漢族からも逆差別であるとして、反発が相次いだ [Sautman 1999: 193-194]。

- Belanger, D.; and Liu, J. 2004. Social Policy Reforms and Daughters' Schooling in Vietnam. *International Journal of Education Development* 24: 23–38.
- Bowen, William G.; and Bok, Dered. 1998. *The Shape of the River: Long-term Consequences of Considering Race in College and University Admission*. New Jersey: Princeton University Press.
- Desai, Sonalde; and Kulkarni, Veena. 2008. Changing Educational Inequalities in India in the Context of Affirmative Action. *Demography* 45(2): 245–270.
- Glewwe, Paul; and Jacoby, Hanan. 2003. Economic Growth and the Demand for Education: Is There a Wealth Effect? *Journal of Development Economics* 74: 33–51.
- Glewwe, Paul; and Patrinos, Harry Anthony. 1999. The Role of the Private Sector in Education in Vietnam: Evidence from the Vietnam Living Standard Survey. *World Development* 27(5): 887–902.
- Hannum, Emily. 2002. Educational Stratification by Ethnicity in China: Enrollement and Attainment in the Early Reform Years. *Demography* 39(1): 95–117.
- Korinek, Kim M. 2006. The Status Attainment of Young Adults during Market Transition: The Case of Vietnam. *Research in Social Stratification and Mobility* 24: 54–72.
- Luong, H. V. 2003. Wealth, Power and Inequality: Global Market, the State, and Local Sociocultural Dynamics. In *Postwar Vietnam: Dynamics of a Transforming Society*, edited by H. V. Luong, pp.81–106. New York: Rowman and Littlefield.
- Moses, Michele S. 2001. Affirmative Action and the Creation of More Favorable Contexts of Choice. *American Educational Research Journal* 38(1): 3–36.
- . 2002. *Embaracing Race: Why We Need Race-conscious Education Policy*. New York: Teachers College Press.
- Pelley, Patricia. 1998. “Barbarians” and “Younger Brothers”: The Remaking of Race in Postcolonial Vietnam. *Journal of Southeast Asian Studies* 29(2): 374–391.
- Pong, Suet-ling. 1993. Preferential Policies and Secondary School Attainment in Peninsular Malaysia. *Sociology of Education* 66(4): 245–261.
- Sautman, Barry. 1997. Preferential Policies for Ethnic Minorities in China: The Case of Xinjian. *Division of Social Science, The Hong Kong University of Science and Technology Working Papers in the Social Science*. No.32. Hong Kong.
- . 1999. Expanding Access to Higher Education for China's National Minorities: Policies of Preferential Admissions. In *China's National Minority Education: Culture, Schooling, and Development*, edited by Gerard A. Postiglione, pp.173–210. New York: Falmer Press.
- Sowell, Thomas. 2004. *Affirmative Action Around the World: An Empirical Study*. New Haven: Yale University Press.
- Tzannatos, Zafiris. 1991. Reverse Racial Discrimination in Higher Education in Malaysia: Has It Reduced Inequality and at What Cost to the Poor? *International Journal of Educational Development* 11(3): 177–192.
- Vu Quoc Ngu. 2004. Social Disparities in Vietnam: The Case of Poverty Reduction and Educational Attainment. In *Social Inequality in Vietnam and the Challenges to Reform*, edited by Philip Taylor, pp.208–235. Singapore: Institute of Southeast Asian Studies.

#### ベトナム語

- Ban chỉ đạo tổng điều tra dân số và nhà ở trung ương. 2010. *Tổng điều tra dân số và nhà ở Việt Nam năm 2009: Kết quả toàn bộ*. nxb. Thống kê. Hà Nội.
- Bộ Giáo dục và đào tạo. 1991. *Các văn bản chủ yếu về đổi mới giáo dục-đào tạo đại học và chuyên nghiệp (1987–1990)*. Hà Nội.
- . 1997; 2003. *Thống kê số sinh viên các tỉnh, thành phố trúng tuyển vào các trường đại học, cao đẳng*.
- . 2006. Dự án phát triển giáo dục THCS và Trung tâm nghiên cứu giáo dục dân tộc. *Báo cáo kết quả đề tài nghiên cứu, khảo sát về nhu cầu học nghề của học sinh trường phổ thông dân tộc nội trú*. Hà Nội.
- Hoàng Hữu Bình. 1991. Công tác đào tạo ở trường dự bị đại học dân tộc trung ương. *Tạp chí Dân tộc học*. số 4: 50–52.
- Lê Nguyễn Quang. 2003. Đề hệ thống trường phổ thông dân tộc nội trú đáp ứng mục tiêu tạo nguồn đào tạo cán bộ dân tộc thiểu số. *Tạp chí Giáo dục*. số 64: 5–7.
- Ngọc Thúy. 2006. Chế độ cử tuyển: thành tựu trong tạo nguồn cán bộ dân tộc thiểu số. *Xóa đói giảm nghèo*. số 1. <<http://cema.gov.vn/modules.php?name=News&op=detailsnews&mid=557>> (Accessed 29 July 2009)

- Nguyễn Thành Sung; and Hoàng Xuân Tâm (biên). 1983. *Về công tác đại học và trung học chuyên nghiệp: Một số chế độ, chính sách và chỉ tiêu tài chính*. Bộ Đại học và trung học chuyên nghiệp. Hà Nội.
- Nguyễn Thành Sung; Nguyễn Nhâm; and Lê Duy Kỳ (biên). 1991. *Các vấn đề chủ yếu về đổi mới giáo dục-đào tạo đại học và chuyên nghiệp (1987-1990)*. Bộ Giáo dục và Đào tạo. Hà Nội.
- Nguyễn Thị Mỹ Trang; and Lại Thị Thu Hà. 2005. Chính sách cử tuyển—một chủ trương đúng trong chính sách dân tộc của đảng và nhà nước ta về phát triển giáo dục, đào tạo ở vùng miền núi, vùng dân tộc thiểu số. *Tạp chí Dân tộc học*. số 2: 27-30.
- Nhân Dân (電子版) 2006. Thực hiện chế độ cử tuyển: Làm sao đúng đối tượng? 2006/1/18. <<http://www.nhandan.com.vn/print/?Article=52464>> (Accessed 26 January 2006)
- Sở Giáo dục và đào tạo tỉnh Lào Cai. 2006. *Báo cáo thống kê chất lượng và hiệu quả giáo dục năm học 2005-2006 các trường trung học phổ thông*.
- Tổng cục thống kê. 2001. *Tổng điều tra dân số và nhà ở Việt Nam 1999: Kết quả điều tra toàn bộ*. nxb.Thống kê. Hà Nội.
- . 2008. *Kết quả khảo sát mức sống hộ gia đình năm 2006* [Result of the survey on household living standards 2006]. nxb. Thống kê. <[http://www.gso.gov.vn/default\\_en.aspx?tabid=515&idmid=5&ItemID=8183](http://www.gso.gov.vn/default_en.aspx?tabid=515&idmid=5&ItemID=8183)> (Accessed 2 August 2009)
- . 2009. Danh mục các đơn vị hành chính Việt Nam 2008. nxb. Thống kê. Hà Nội.
- Tổng cục thống kê; Vụ tổng hợp; and thông tin. 2001. *Tư liệu kinh tế-xã hội 61 tỉnh và thành phố*. nxb.Thống kê. Hà Nội.
- Ủy ban dân tộc và miền núi. 1998. *Danh mục ba khu vực miền núi và vùng dân tộc*. nxb. Ủy ban dân tộc và miền núi. Hà Nội.

政策文書

- BC/HĐĐT-459: Báo cáo kết quả đợt công tác giám sát của hội đồng dân tộc về việc cử tuyển lớp riêng vào các trường đại học, cao đẳng đối với học sinh dân tộc thiểu số, số 459 BC/HĐĐT. ngày 2/3/1996.
- BLDS: Bộ Luật Dân Sự (2005年5月国会可決、2006年1月より施行)
- CTH ĐBT 65-HĐBT: Chỉ thị của Hội đồng Bộ trưởng số 65-HĐBT ngày 12/6/1989 về việc giải quyết một số vấn đề cấp bách về kinh tế-xã hội đối với các tỉnh miền núi biên giới phía Bắc.
- NĐCP 88/2001/NĐ-CP: Nghị định của Chính phủ số 88/2001/NĐ-CP ngày 22/11/2001 về thực hiện phổ cập giáo dục trung học cơ sở.
- NĐHĐCP 134-CP: Quy chế phân phối nghiên cứu sinh và học sinh đại học cao đẳng trung học chuyên nghiệp đã tốt nghiệp. Nghị định của hội đồng chính phủ số 134-CP ngày 30-6-1975. Về việc ban hành qui chế phân phối học sinh và nghiên cứu sinh tốt nghiệp.
- QĐ 37/1999/QĐ-BGDĐT: Quyết định số 37/1999/QĐ-BGDĐT ngày 30/9/1999 về việc ban hành Quy chế Tuyển chọn, tổ chức đào tạo và xét tuyển vào đại học, cao đẳng đối với học sinh dự bị đại học.
- QĐHĐBT 72-HĐBT: Quyết định của Hội Đồng Bộ trưởng số 72-HĐBT, ngày 13-3-1990, về một số chủ trương, chính sách cụ thể phát triển kinh tế-xã hội miền núi.
- QĐHĐCP 104/TTG: Quyết định của hội đồng chính phủ số 104/TTG ngày 5/7/1968. Về việc sửa đổi chế độ học bổng của học sinh các trường đại học và trung học chuyên nghiệp.
- TTBGĐĐT 16-TT/ĐTTC: Thông tư của Bộ Giáo dục và đào tạo số 16-TT/ĐTTC ngày 5/7/1990. Hướng dẫn việc mở rộng đào tạo mở rộng ở các trường đại học, cao đẳng và trung học chuyên nghiệp.
- TTLBĐHHCN-TC 157/LB: Thông tư liên Bộ Đại học và THCN-Tài chính số 157/LB. ngày 9/8/1968. Hướng dẫn thi hành quyết định số 104-TTg ngày 5/7/1968 của hội đồng chính phủ về việc sửa đổi chế độ học bổng cho học sinh các trường đại học và trung học chuyên nghiệp.

ベトナム教育訓練省ウェブサイト

<http://www.moet.gov.vn/?page=11.9&view=5361> (2009年12月2日閲覧)

ベトナム司法省ウェブサイト

[http://moj.gov.vn/hoidappl/Lists/DanhSachCauHoi/View\\_Detrail.aspx?ItemID=3950](http://moj.gov.vn/hoidappl/Lists/DanhSachCauHoi/View_Detrail.aspx?ItemID=3950) (2011年2月7日閲覧)

ベトナム統計局ウェブサイト

[http://www.gso.gov.vn/default\\_en.aspx?tabid=474&idmid=3&ItemID=6681](http://www.gso.gov.vn/default_en.aspx?tabid=474&idmid=3&ItemID=6681) (2009年2月28日閲覧)

日本語

- 伊藤正子. 1997. 「ドイモイ下のベトナムの少数民族政策——山間部少数民族を中心に」『アジア経済』38(3): 39-55.
- . 2003. 『エスニシティ〈創生〉と国民国家ベトナム——中越国境地域タイ族・ムン族の近代』東京：三元社.
- . 2008. 『民族という政治——ベトナム民族分類の歴史と現在』東京：三元社.
- 伊藤未帆. 2007. 「ドイモイ期ベトナムにおける民族寄宿学校の役割——1990年代の少数民族幹部養成政策と『第7プログラム』」『アジア研究』53(1): 20-27.
- 岡本雅亨. 1999. 『中国の少数民族教育と言語政策』社会評論社.
- 檜永真佐夫. 2004. 「ベトナム——小中華の国家統合」『国勢調査の文化人類学——人種・民族分類の比較研究』159-176ページ所収. 古今書院.
- 吉川 徹. 2001. 『学歴社会のローカルトラック——地方からの大学進学』世界思想社.
- 斉藤泰雄. 2001. 「基礎教育の開発10年間の成果と課題——ジヨムティエンからダカールへ」『開発と教育——国際協力と子どもたちの未来』江原裕美（編），301-320ページ所収. 新評論.
- 近田政博. 2005. 『近代ベトナム高等教育の政策史』多賀出版.
- 古田元夫. 1991. 『ベトナム人共産主義者の民族政策史』大月書店.
- . 1999. 「『多民族性』を自覚するベトナム」『シリーズ国際交流2——日本人と多文化主義』石井米雄・山内昌之（編），146-155ページ所収. 山川出版社.